

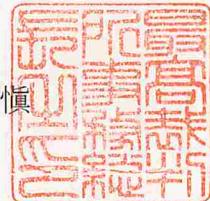
最高裁秘書第2085号

令和2年9月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年8月5日付け（同月7日受付、第020372号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年2月21日付け最高裁判所事務総局総務局第一課長事務連絡「裁判所の司法行政事務における衛星リモートセンシング記録の取扱いについて」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-15-A)

平成30年2月21日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 平 城 文 啓

裁判所の司法行政事務における衛星リモートセンシング記
録の取扱いについて（事務連絡）

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成28年法律第77号。以下「法」という。）が、平成29年11月15日に施行されました。

衛星リモートセンシング記録（以下「衛星リモセン記録」という。）とは、人工衛星に搭載したセンサーにより地球の表面を観測し、記録したものであり（電磁的記録又は電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものであり、紙媒体は含まれない。法2条6号参照。），その提供については、公益上の必要による場合（訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、検察審査会における審査手続等）及び緊急の必要による場合を除き、①衛星リモセン記録を取り扱う者の認定を受けた者に提供する場合（法18条1項）及び②衛星リモートセンシング装置使用者又は特定取扱機関に提供する場合（法18条2項）に限られます。

この点、裁判所は、衛星リモートセンシング記録保有者（法2条8号）が講ずることとされている安全管理措置（法20条）に相当する措置を講じた場合には、特定取扱機関（法2条7号）として衛星リモセン記録を受領することが可能になりますが（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平

成29年政令第282号) 2条1項本文、同項1号ハ), 裁判所の司法行政事務において、当面、衛星リモセン記録の受領が必要となる場面は想定されないことから、上記の措置は講じないこととしました。

については、裁判所の司法行政事務において、衛星リモセン記録を受領することはできませんので、この点に留意するとともに、各裁判所において、仮に、司法行政事務のため衛星リモセン記録の提供を受ける必要が生じた場合には、速やかに総務局第一課(企画調整係)まで連絡してください。

なお、訴訟手続等における衛星リモセン記録の取扱いについては、別途、最高裁判所から書簡が発出されます。

おつて、管内の簡易裁判所に対しては、地方裁判所からこの趣旨を周知してください。